

# 商品概要説明書

## 出資予約貯金

(2022年4月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	○出資予約貯金
2. 販売対象	○組合員
3. 期間	○期間の定めはありません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○随時預け入れができます。 ○1円以上 ○1円単位
5. 払戻方法	○出資払込に限り払い戻しできます。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	○毎日の約定利率を適用します。 ○毎年 8月と 2月の当JA所定の日に支払います。 ○毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算をします。 ○個人のお客さまは20.315% (国税15.315%、地方税5%) ※ の分離課税、法人・任意団体のお客さまは総合課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ○金利は店頭に表示しています。
7. 手数料	——
8. 付加できる 特約事項	○マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができません。
9. 貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
10. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当JA本支店または苦情等受付窓口 (電話：055-957-8028) にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所 (電話：03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA苦情等受付窓口またはJAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター (JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)

11. その他参考となる事項	○当 J A から脱退する場合、または災害その他の事由で当 J A がやむを得ないと認めた場合は、出資金払込み以外の目的でも払戻しができます。 ○通帳に記帳いただいている明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 6 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。
----------------	---

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A ふじ伊豆